

令和4年度 和泉市介護保険事業者 連絡協議会

公益社団法人大阪介護支援専門員協会
研修センター 村山 尚紀

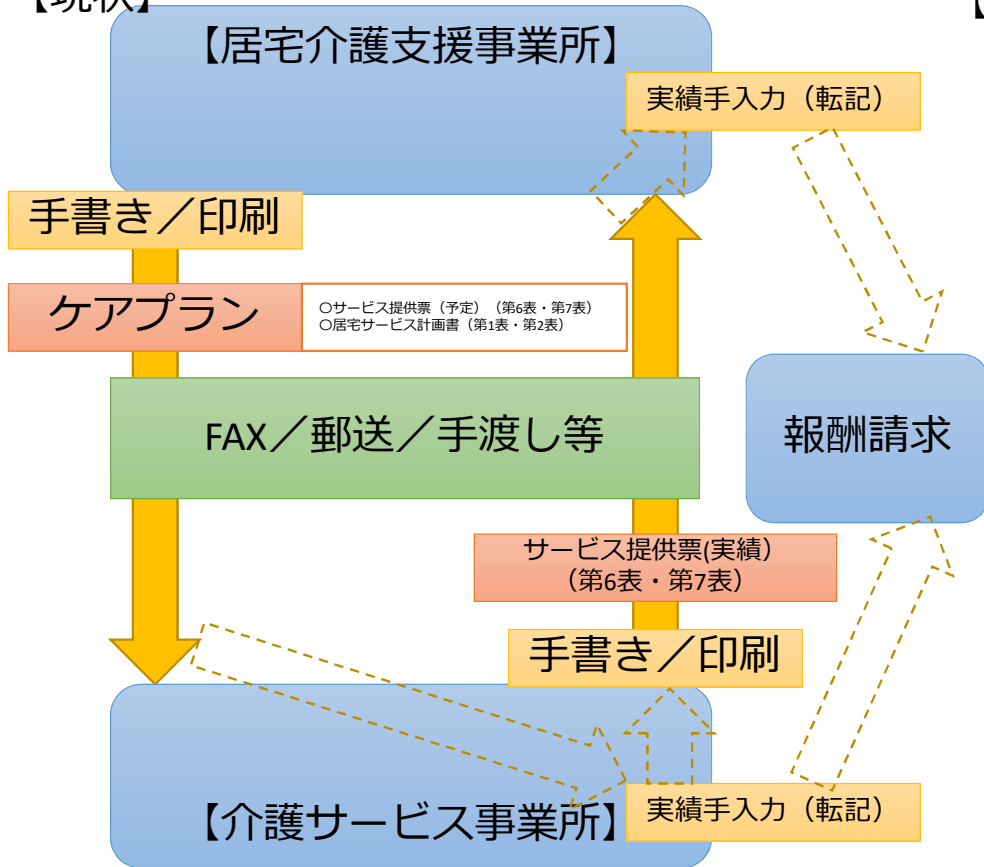
本日の内容

1. 「ケアプランデータ連携システム」について
2. 令和3年度介護報酬改定の経過措置への対応について（確認）
3. 利用者への説明・同意等に係る見直し（再周知）

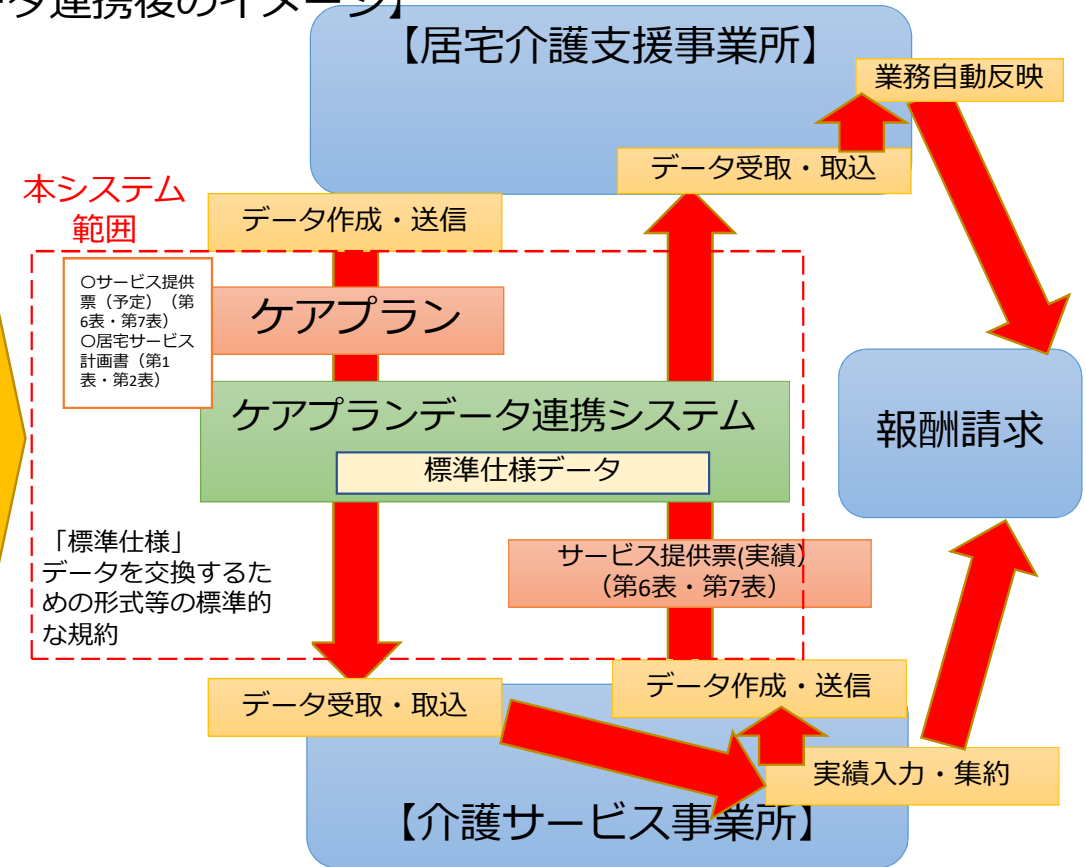
1. 「ケアプランデータ連携システム」について

ケアプランデータ連携システムとは

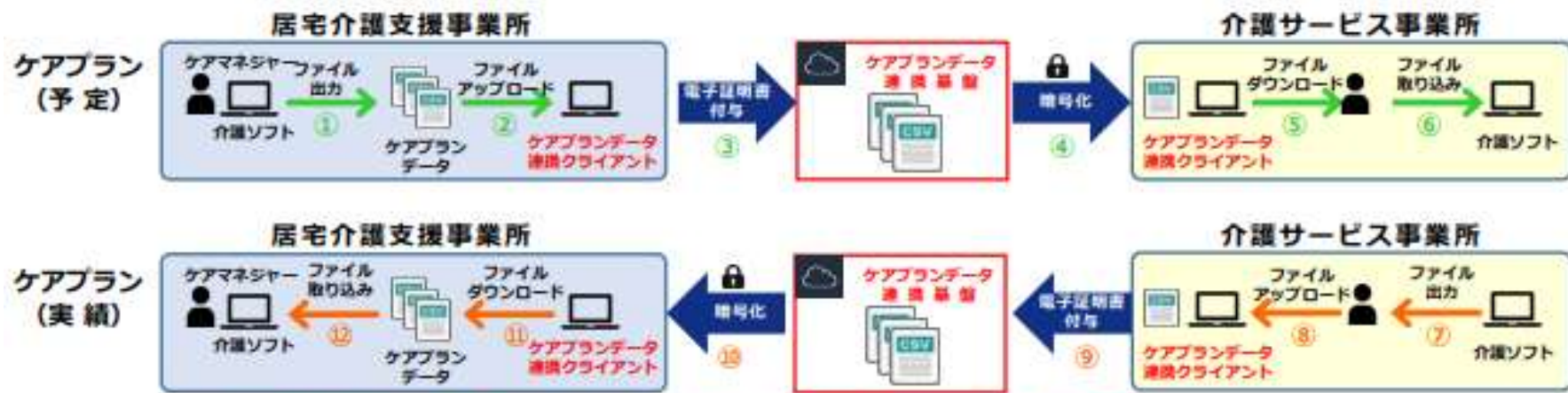
【現状】



【データ連携後のイメージ】



ケアプラン連携システムの概要



※安心してやり取りできるよう、セキュリティ対策には十分配慮しています。

必要な環境

- パソコン (Windows10以降)
- 厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト
- 介護給付費請求に使用する電子証明書
- ケアプランデータ連携クライアント

(システム利用申請後に利用可能になるため、事前にご用意いただく必要はございません。)

利用料金

- 1事業所あたりのライセンス料は年間21,000円 (税込み) です。支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きを可能とします。

ケアプランデータ連携システム活用による効果

■業務の効率化

【期待できる削減効果例】

- 記載時間の削減
- 転記誤りの削減
- データ管理による文章量削減
- 介護従業者の負担軽減

【効率化による相乗効果例】

- 利用者支援にかける時間増
- ケアの質の向上

ケアプランデータ連携システム活用による効果

■費用効果

【期待できる効果例】

事業所がケアプランを送付するために掛かる費用の削減が見込まれます。

- ・人件費の削減
- ・印刷費の削減
- ・郵送費の削減
- ・交通費の削減
- ・通信費(FAX)の削減

(人件費削減を考慮した場合)

約81万6千円/年の削減

(人件費削減を考慮しない場合)

約7万2千円/年の削減

※調査研究のアンケート結果から試算した
全国平均の見込み金額あり、削減費を確約するものではありません。

【コスト削減による相乗効果】

- ・介護人材の**新規確保**
- ・介護人材の**定着率向上**
- ・事業所環境の**維持費、改善費の割当額の増加**

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋



※ケアプラン連携効果の推計(人件費削減を考慮した場合)

46 ※ケアプラン連携効果の推計(人件費削減を考慮しない場合)

一般社団法人日本介護支援専門員協会「第2回ケアプランデータ連携システム説明会」資料より、令和5年1月18日、公益社団法人国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システムについて」より抜粋

ケアプラン標準仕様について

- 毎月、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でやり取りされるケアプラン（予定・実績情報）について、異なるベンダーの介護ソフトであってもデータ連携を可能とするため、厚労省が示す様式をもとに、フォーマットやデータ形式等を規定した「標準仕様」を作成。
- 今後、「ケアプランデータ連携システム」等で活用。

<イメージ図(ケアプラン)>



フォーマットの統一

課題: ソフトごとにデータのフォーマットが異なり円滑な情報連携が行えない

No.	日本語名称	形式、表記例など
1	保険者番号	要介護者が属する各自治体のコード
2	ケアプラン番号	ケアプラン番号
3	居宅サービス計画作成年月日	YYYYMMDD
4	利用者の氏名	フリーテキスト
5	利用者の生年月日	YYYYMMDD
6	利用者の郵便番号	XXXX-XXXX
7	利用者の性別	フリーテキスト
8	利用者の住所2	フリーテキスト
9	居宅サービス計画作成者氏名	フリーテキスト
25	総合的な援助の方針	フリーテキスト
26	生活援助中心型の支援項目	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、高齢等
27	その他理由	3. その他 フリーテキスト

共通化

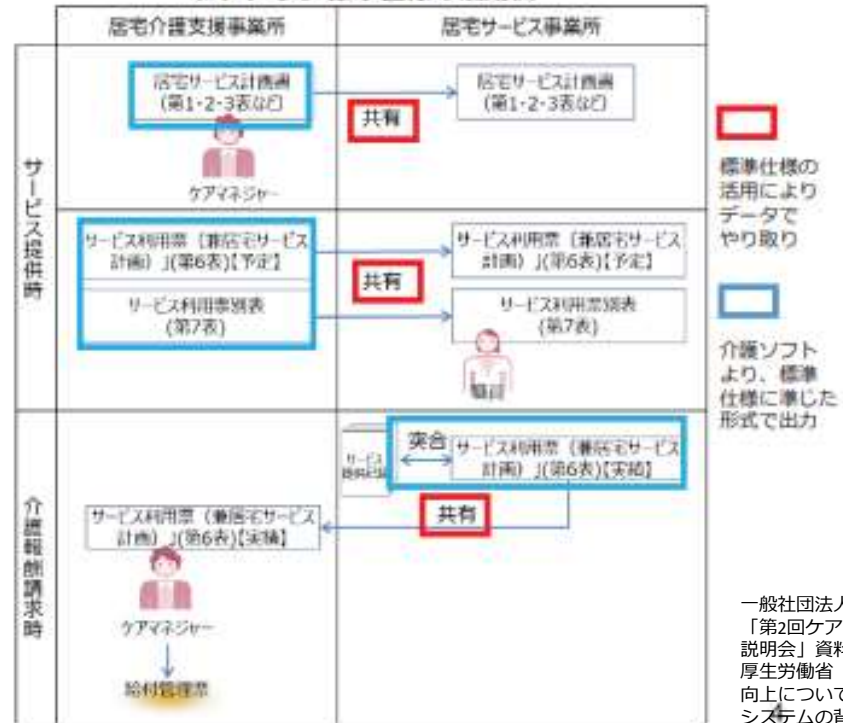
【期待できる効果】

- 書類の記入や転記誤りなど業務負担の削減
- 人件費、印刷費、通信費、交通費などの削減

【連携されるデータ】

- 利用者基本情報
- 居宅サービス計画（予定）…長期目標、短期目標、サービス事業所名、頻度、実施機関等
- サービス利用表（実績）…単位数、サービス利用日等

ケアプラン標準仕様の活用例



標準仕様の活用によりデータでやり取り

介護ソフトより、標準仕様準じた形式で出力

一般社団法人日本介護支援専門員協会
「第2回ケアプランデータ連携システム説明会」資料より、令和5年1月18日、厚生労働省「介護現場における生産性向上について～ケアプランデータ連携システムの背景～」より

ケアプラン標準仕様によるデータ連携を行うには

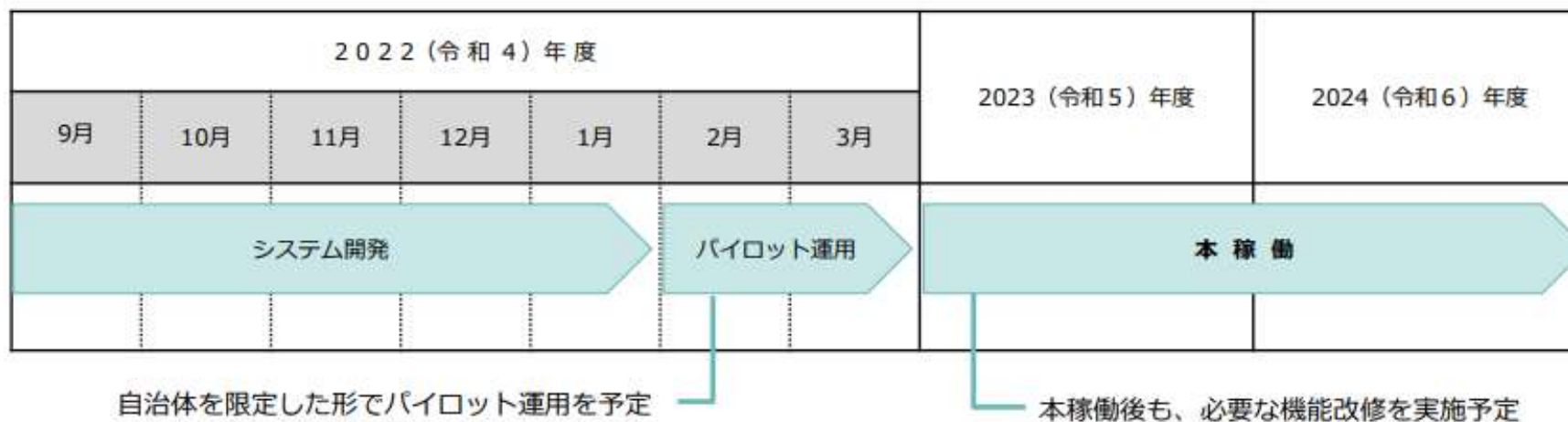
- ケアプラン標準仕様のデータ連携は、異なるベンダーの介護ソフト同士でも円滑にデータ連携が可能になります。ケアプランデータ連携は、介護ソフトベンダーの事業者団体の協力を得ながら、研究等を進めてきた背景があります。それぞれ使用されている、介護ソフトがケアプラン標準仕様を実装しているかどうかは、各ベンダーへお問い合わせください。
- ケアプラン標準仕様のデータ連携は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の双方が、ケアプランデータ連携システムを活用して、はじめて利用が可能となります。

ケアプラン標準仕様によるデータ連携を行うには

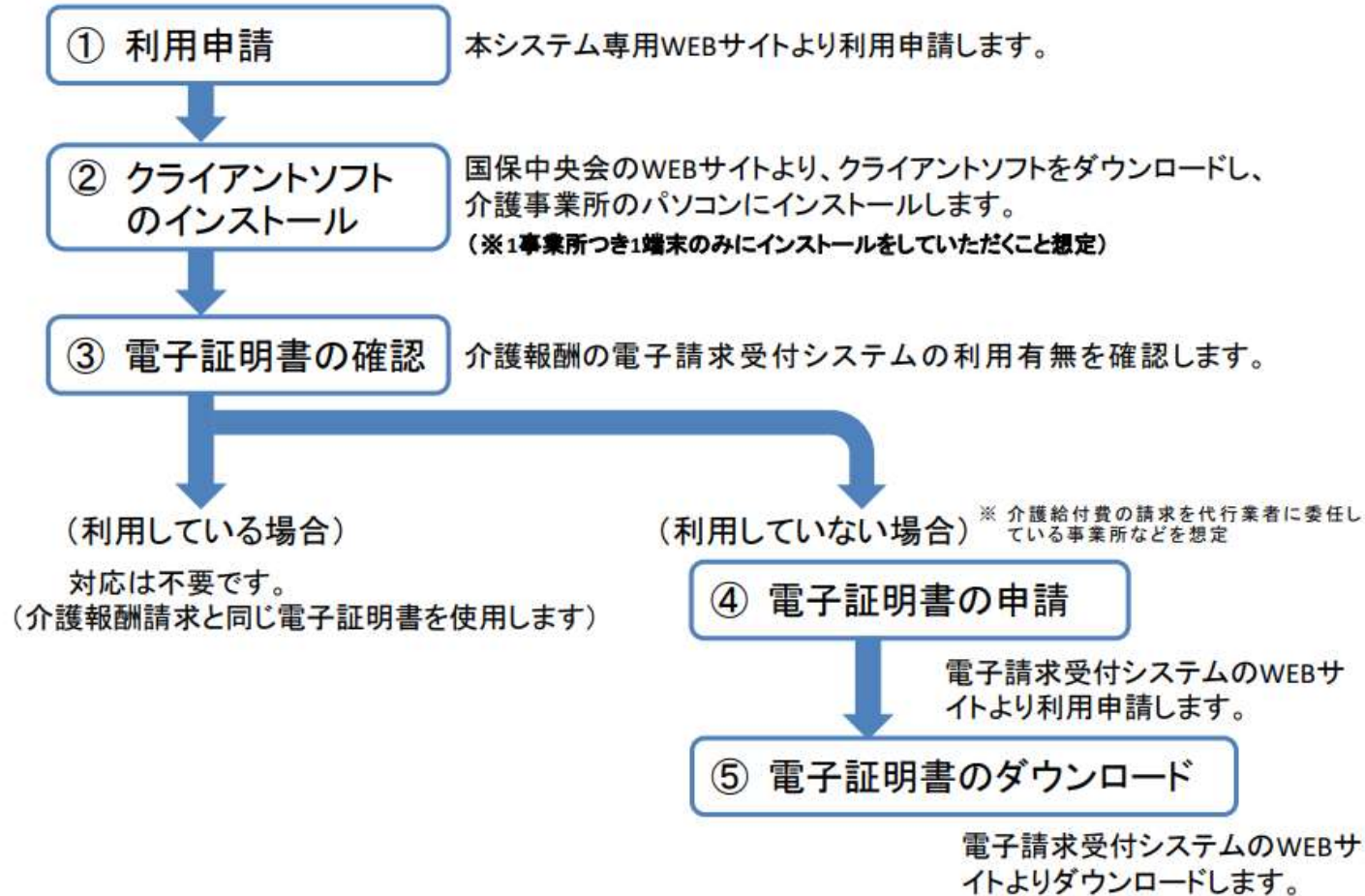
- ケアプラン標準仕様のデータ連携は、介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業も対象としています。したがって、居宅介護支援事業所の実施する居宅介護支援だけでなく、地域包括支援センターの実施する介護予防支援や介護予防ケアマネジメントも、対象になります。
- ケアプラン標準仕様のデータ連携は、小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所のように、事業所内部にケアマネジャーが配置される場合は、事業所内部で予定実績が完結することとなり、ケアプラン標準仕様によるデータ連携は行われなためケアプランデータ連携システムの活用ができないが、事業所外部のサービスを利用した場合、ケアマネジャーが給付管理を行うため、ケアプラン標準仕様によるデータ連携が可能となります。

運用開始までのスケジュール案

- ・令和4年5月より設計開発を開始し、令和5年4月より本稼働を予定しています。
- ・本稼働後も必要となる機能を随時追加していく予定であり、徐々に利用する介護事業者が増える想定です。
- ・令和5年2月中旬より、先行稼働を予定しており、先行稼働のパイロットとなる参加事業所(自治体)の選定を11月末までに行い、12月末までに先行稼働参加事業所(自治体)との交渉、調整をする予定です。



ケアプランデータ連携システム利用準備フロー



ケアプランデータ連携システムの料金について

■ケアプランデータ連携システムの料金について

- ・1事業所あたり(1事業所番号ごと)のライセンス料は年間21,000円(消費税込み)
- ・ライセンスの有効期間 1年間
- ・支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きを可能とします。

Q 複数の介護事業所を運営している場合はどのようになるか？

A 複数事業所を運営している場合であっても、1事業所番号あたり21,000円が必要となります。

Q 複数年を利用する場合、例えば3年間利用する時の料金はどのようになるか？

A 利用期間については、1年間ごとの契約となります。

3年間ご利用いただく場合は、 $21,000円 \times 3 = 63,000円$ となります。

ケアプランデータ連携システムの利用

Q 事業所にある複数台のパソコンにインストールすることは可能か？

A 1事業所1端末にインストールいただくクライアントソフトを共有してご利用いただく想定です。

Q ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行手数料は、現存の介護保険請求の電子証明書発行手数料と同額になるのか？

A ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行手数料は無料となります。なお現存の介護保険請求の電子証明書をお持ちの場合には、そのままご利用いただき、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。

・ケアプランデータ連携システムは介護ソフトから出力したケアプランデータのCSVファイル等をケアプラン連携クライアントソフト間でやり取りを行うシステムとなります。

・標準仕様IFに則したケアプランデータであれば利用可能（※今後検証予定）

注意点

・連携されたCSVファイル等を介護ソフトに取り込む必要があります。

・本システムではケアプラン（予定）と（実績）の突合や修正は行うことはできません。

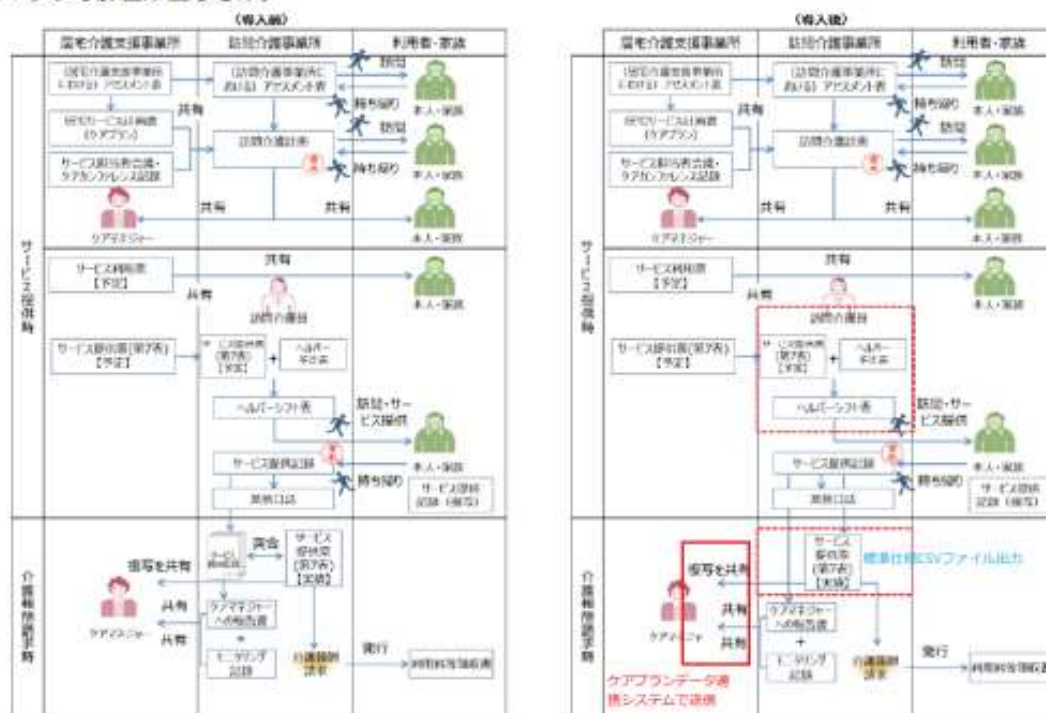
業務フローの見直しについて

ICT導入の手引き（抜粋）

導入するICT 機器・ソフトウェアを検討した後、あるいは検討しながら、法人（事業所）内の業務がどのように変わるかを整理しましょう。業務フローの見直しにあたっては

- 導入前後の変化（導入前後で何がかわるのか）
- 関係者への影響内容（各関係者にどのような影響が生じるか）

を整理すると良いでしょう。



参考資料のご紹介

- 厚生労働省ホームページ「介護現場におけるICTの利用促進」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>
- 厚生労働省ホームページ「介護分野における生産性向上」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>
- 厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」「介護現場における文書負担軽減」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>
- 公益社団法人国民健康保険中央会ホームページ「ケアプランデータ連携システム」（説明会の動画が資料と共に掲載されています）
<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>